

社会保険労務士による

# 個別労働相談会

- ◇ 人手が足りないから、ハローワークに求人を出しているのに人が雇えないよ。
- ◇ 遅刻や欠勤が多い社員さんがいるから困っているんだけど。
- ◇ 年次有給休暇の5日取らさないといけないのは、いつまでだったっけ？
- ◇ 時間外労働の36協定の様式が4月から変更になるの知ってた？
- ◇ パートタイマーさんも社会保険に加入しないといけなくなるのはいつだったっけ？
- ◇ 在職老齢年金って金額が変わるの？なら、もっと給料を出さないといけないの？

経営者の皆さん、こんなお悩みはありませんか？専門家である社会保険労務士さんに聞いてみましょう。秘密厳守、相談は無料です。ぜひこの機会に聞いてみましょう。

日時: 令和2年2月21日(金)

3月4日(水)

(両日) 午後1時～午後4時まで

場所: 小松島商工会議所 1階会議室

講師: 玄番社会保険労務士事務所 代表

特定社会保険労務士 玄番芳江氏

費用: 無料(当日の相談に限ります)



## 相談申込書 (Fax 0885-32-0008)

希望日時	月	日	時	分から
事業所名				
参加者名			電話番号	
相談内容 (簡単にお書き下さい)				

※ご記入いただいた内容は、当事業の目的以外に使用しない等個人情報の適切な保護に努めます。

主催: 小松島商工会議所・(一財)小松島市産業振興協会 TEL32-3533 Fax32-0008